

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年2月20日 第173号

雪を見に行ったのですが

奥日光の会社の社長さんから、「今年は本当に雪が少ない。異常です！」という話を聞きました。雪景色が大好きなくせに、歳を取ってからチェーンを巻くような環境に行くのは億劫になり何とかスタッドレスだけで冬を乗り切りたいと考えている私にとっては、雪が少ないのは逆にチャンスということで、日光に行ってきました。



いろは坂も途中までは一切雪が無く、快適に登ることができました。戦場ヶ原も道路には雪が無く、湯ノ湖まで行ってやっと一面の雪景色になりました。観光客も本当に少なかったので、静かな奥日光を堪能することができました。何と竜頭の滝は貸し切り状態でした。

帰路は日光の表参道を通ったのですが、こちらも人はまばらで、寂しかったですね。しかし夏の大混雑を考えれば、個人的にはこちらの方が好みます。

濃霧で明智平のロープウェーは運休でした。

帰宅する際に少し足を延ばして、水無湧水庵でもり蕎麦と天ぷらをいただきました。こちらはそこそこ混んでいましたが、相変わらず安いのにおいしくて満足度が高いです。

日光ではあまり雪景色を見るができなかったのですが、直後に平地でもしっかりと雪が積もって、こちらで雪景色を堪能しましたので問題なしです。



戦場ヶ原、三本松茶屋前の展望台から。



ポットのトレイが4枚入ります。

暖かい日が増えてきて、夏野菜の苗づくりをスタートしました。去年は露地で四月から苗を作り始めましたが、今年はミニ温室を用意して、二月中旬に種まきをしました。種まき直後に最低気温がマイナスの日が続きましたので、本当は内部に専用の電気ヒーターを設置した方が良いでしょう。と、りあえず今年はこのまま様子を見てみます。種まきを一週間待たせません。

我が家の畑

男女の賃金の差異、平均値が初公表されました

令和4年7月8日に、女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の大企業に対し情報公表が義務化されたのは記憶に新しいところです。

今般、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、男女の賃金の差異の平均値(対象:301人以上事業主)が明らかにされました。

《男性の賃金に対する女性の賃金の割合の平均値》

- ・全労働者→69.5%
- ・正規雇用労働者→75.2%
- ・非正規雇用労働者→80.2%

※義務対象企業 17,370社のうち、女性の活躍推進企業データベースに加え、厚生労働省が把握した14,577社の公表数値の平均値(令和6年1月19日時点)

男女の賃金の差異は、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」で公表されています。もちろん、差異が大きいからといって一概に差別的な取扱いをしているというものではありません。

しかし、あまりに開きがある場合、特に女性の求職者が不安を覚える可能性は大いにあります。今回公表された平均値は、採用活動において重要な意味を持つことでしょう。逆にいえば、十分な取組みを行っているという企業は、適切な説明や積極的な発信をすることで、この数値を味方とすることもできそうです。そのためのはじめの一歩として、まずは自社の男女の賃金の差異を把握することが重要です。



2024年10月からの社会保険適用拡大に関するQ&Aが公開されました

①1週の所定労働時間が20時間以上であること、②所定内賃金が月額8.8万円以上であること、③学生でないこと、④社会保険の被保険者が50人以上である特定適用事業所に使用されていること、という要件を満たせば、健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。

細かい話もいろいろとありますので、この秋から特定適用事業所になる場合には、事前にご相談ください。